

国空航第1894号
令和3年11月15日

公益社団法人 日本滑空協会 事務局長 殿

国土交通省航空局
安全部運航安全課長
(公印省略)

航空機乗組員における新型コロナワクチン接種の取扱いについて

標記について、別添のとおり取扱うこととしたので、通知します。

添付資料 (参考)
Q&A

国土交通省航空局安全部運航安全課長

航空機乗組員における新型コロナワクチン接種の取扱いについて

標記については、令和3年2月15日付け国空航第3205号により、「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」（平成17年3月30日制定 国空乗第491号）（以下、「指針」という。）に関する臨時的取扱いを定め、運用を行ってきたところですが、航空局に対して提出された新型コロナワクチン接種後の副反応に関する報告の内容をふまえ、今後は以下のとおり取扱うものとします。（変更部分を下線で示す）

なお、令和3年2月15日付け国空航第3205号については令和3年11月15日をもって廃止します。

- ・ 指針 2. の「認可・発売から1年を経過していない新しい薬に関しては、航空業務に係る安全性等の確認が不十分であり、使用しないこと」については、新型コロナワクチンに対して適用しないものとする。なお、この場合においても、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、接種を受けることが望まれる。（変更なし）
- ・ 指針 3. B「予防接種」の項目中、新型コロナワクチン接種については以下の通り「24時間」を「48時間」に読み替えるものとする。（変更なし）

○航空機乗組員は、新型コロナワクチンを接種後少なくとも48時間経過するまで航空業務に従事してはならない。
○新型コロナワクチン接種により、副反応があった場合、それが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない。（48時間以内に消失した場合を含む）

- ・ 指定航空身体検査医又は乗員健康管理医は、新型コロナワクチン接種によりアナフィラキシーなどの重大な副反応が確認された場合は、その内容について、速やかに国土交通省航空局運航安全課乗員政策室（医学担当）に報告すること。

【連絡先】 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省航空局安全部
運航安全課乗員政策室 手島
03-5253-8111(内50302)、03-5253-8738(直通)

Q & A
(変更部分を下線で示す)

Q 新型コロナウイルス感染症患者の搬送に携わる航空機乗組員のワクチン接種は必ず受けなければならないのか

A 接種対象者、接種の可否の判断等については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等で最新の情報を確認してください。

Q アレルギーがある場合もワクチン接種は可能か

A 接種対象者、接種の可否の判断等については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」等で最新の情報を確認してください。

Q 副反応があった場合は、すべて指定医又は乗員健康管理医に確認が必要か

A 新型コロナワクチンにかかわらず、全てのワクチン接種の副反応の確認に関しては、「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針」3. B「予防接種」に規定されているとおり、「副反応があった場合にはそれが消失したことが指定医又は乗員健康管理医によって確認されなければならない」となっています。

航空業務に支障を来す副反応があった場合は、消失したことを指定医又は乗員健康管理医が確認する必要があります。

ご自身で航空業務への支障を来す副反応かどうか判断できない場合においても指定医又は乗員健康管理医に相談してください。

Q 48時間以内に、副反応が消失した場合は確認は不要か

A 経過時間にかかわらず、航空業務に支障を来す副反応があった場合は確認が必要です。

Q 航空業務に支障を来さない軽微な副反応についても確認が必要か

A 不要です。

Q 引き続き航空局へ報告が必要となる重大な副反応について、具体的には何があるのか。

A ○アナフィラキシー（ワクチンとの関連によらず、接種後4時間以内に発生した場合。）

○医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、以下に該当するもの（予防接種との関連性が高いと医師が認める期間に発生した場合。）

・入院治療を必要とするもの

・死亡、身体の機能の障害に至るもの又は至るおそれのあるもの